

投資信託の税制などについて (個人のお客さま)

■ 公社債投資信託の場合

収益分配金・償還・換金差益はいずれも20%(所得税15%+住民税5%)の源泉分離課税で完結し、確定申告には一切関係しません。

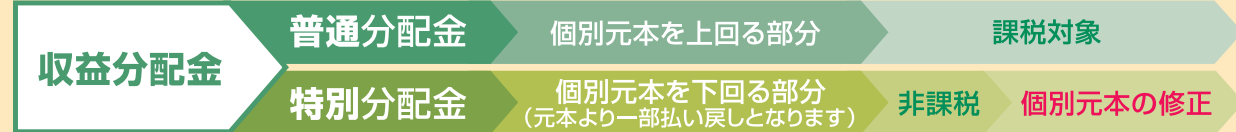
■ 株式投資信託の場合

1 収益分配金について

収益分配金(※1)のうち、普通分配金は配当所得として10%(※2)の税金が源泉徴収され、課税を終了させる(申告不要)ことができます。また、総合課税(※3)または申告分離課税として確定申告することもできます。

(※1) 株式投資信託の収益分配金は、元本の一部払戻しとして非課税となる「特別分配金」と課税される「普通分配金」があります。
 (※2) 平成23年12月までは10%(所得税7%+住民税3%)、平成24年1月以降の源泉徴収税率は20%(所得税15%+住民税5%)となります。
 (※3) 上場株式等の譲渡損失と通算する場合には、申告分離課税を選択する必要があります。

収益分配金の課税について



〈事例〉 個別元本が12,000円の株式投資信託を保有し1,000円の収益分配が行われる場合

ケースA 全額課税
 分配後基準価額が個別元本を上回る場合

個別元本 ¥12,000 → 運用 → 分配前基準価額 ¥14,000 (基準価額が2,000円上昇) → 分配後基準価額 ¥13,000

分配金 ¥1,000 (普通分配金 課税対象)

税金: 課税対象分配金額 1,000円 × 税率 10% = 源泉徴収税額 100円
 実際に受取れる分配金は 900円

ケースB 全額非課税
 分配後基準価額が個別元本を下回る場合

個別元本 ¥12,000 → 運用 → 分配前基準価額 ¥11,000 (基準価額が1,000円下落) → 分配後基準価額 ¥10,000

分配金 ¥1,000 (特別分配金 非課税 (元本の一部払い戻し))

税金: 課税対象分配金額 0円 × 税率 10% = 源泉徴収税額 0円
 実際に受取れる分配金は 1000円

個別元本の修正: 現状の個別元本 12,000円 - 特別分配金 1,000円 = 新たな個別元本 11,000円

ケースC 一部課税
 分配後基準価額が個別元本を下回る場合

個別元本 ¥12,000 → 運用 → 分配前基準価額 ¥12,600 (基準価額が600円上昇) → 分配後基準価額 ¥11,600

分配金 ¥1,000 (普通分配金 課税対象 ¥600, 特別分配金 非課税 ¥400 (元本の一部払い戻し))

税金: 課税対象分配金額 600円 × 税率 10% = 源泉徴収税額 60円
 実際に受取れる分配金は 940円

個別元本の修正: 現状の個別元本 12,000円 - 特別分配金 400円 = 新たな個別元本 11,600円

※当資料は平成21年4月現在施行されている税法に基づき作成しています。今後税制が改正された場合は、内容が変更となる可能性があります。具体的な税制上のアドバイスにつきましては、税理士等の専門家にご相談ください。

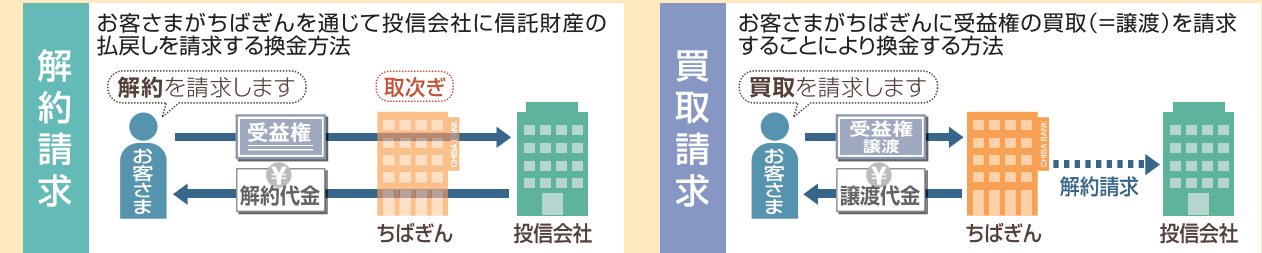
2 償還・換金について

償還・換金(※4)にあたって利益(譲渡所得)がでた場合には、原則として確定申告と納税が必要です。株式投資信託を含む上場株式等の譲渡所得には、金額にかかわらず軽減税率(※5)10%が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)内での取引であれば、申告不要とすることができます。

(※4) 投資信託の換金方法には「解約請求」と「買取請求」があります。

投資信託の換金方法には「解約請求」と「買取請求」があります

※個人のお客さまについては、税金上はどちらも同じ取扱いとなります。



(※5) 平成24年1月以降の源泉徴収税率は20%となります。

	平成21年1月～平成23年12月	平成24年1月以降
譲渡益	10%(所得税7%+住民税3%)	20%(所得税15%+住民税5%)
(参考)分配金	10%(所得税7%+住民税3%)	20%(所得税15%+住民税5%)

3 損益通算・繰越控除について

償還・換金によって生じた損失に関しては、他の株式投資信託を含む上場株式等の譲渡益や普通分配金を含む配当等と損益通算が行えます。(※6)

また、株式投資信託の譲渡損失は「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の対象となり、その年中に通算しきれない金額は、確定申告をして翌年以降3年間の譲渡益や上場株式の配当等から控除することができます。

(※6) 特定口座(源泉徴収あり)内の損益通算は確定申告不要です。ただし、源泉徴収なしの特定口座、他金融機関のお取引で生じた損益(源泉徴収ありの特定口座を含む)、平成21年分の普通分配金との損益通算については確定申告が必要となります。

損益通算について

損失	利益	株式投資信託の譲渡益	株式投資信託の普通分配金	上場株式の譲渡益	上場株式の配当金
株式投資信託の譲渡損		○	○	○	○
上場株式の譲渡損		○	○	○	○

用語集

個別元本

税務上の取得元本で、当初購入時の基準価額が個別元本となりますが、以下の場合は修正されますのでご注意ください。

- ① 同一ファンドを複数回購入した場合(分配金の再投資も含む)には、その都度個別元本の変更(移動平均による再計算)を行います。
- ② 特別分配金が発生した場合は、個別元本の変更(特別分配金相当額の減額)を行います。

※個別元本制度は平成12年4月より実施されました。制度移行前から保有されているファンドについては、平成12年3月の平均信託金が個別元本となります。

取得価額

直前の個別元本と購入時の税込手数料の合計額のうちお取引口数相当分。

分配金再投資コース

決算時に分配金が支払われても、その都度受取らず、再度同一ファンドを買い付けるコースをいいます。累積投資コースと呼ぶこともあります。

分配金受取コース

分配金再投資コースに定期引出機能を付加したコース(一部取扱ファンドに限る)で、実質的に分配金支払コースと同一の効果が得られます。

分配金支払コース

決算時に分配金が支払われる場合、その都度預金口座で受取れるコースをいいます。一般コースと呼ぶこともあります。

支払調書

販売会社から税務署へ提出する法定書類です。

提出基準

- 一般口座における換金・償還→支払金額の合計が30万円超の場合
- 分配金→金額に係らず(特定口座におけるお取引については、年間取引報告書が販売会社から税務署に提出されます。)

【投資信託に関するご注意事項】

らに伴うリスクは、ご投資家のみなさまご自身のご負担となります。

- ・投資信託に係る手数料としましては、ファンドにより異なりますが、ご投資家のみなさまに直接ご負担いただく費用としまして、当行所定のお申込手数料（お申込代金総額に対し最大3.15%（税込））がかかるほか、一部のファンドは換金時に信託財産留保額（換金時の基準価額の最大1.0%）がかかります。また、保有期間中には、信託財産で間接的にご負担いただく費用としまして、信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.10%（税込））がかかるほか、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等のその他の費用（運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません）がかかります。なお、当該手数料の合計額については、ご投資家のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、各ファンドの契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- ・投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託をご購入の際は、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただき、ファンドの内容を十分にご理解のうえお申込みください。

平成21年4月現在のものであり、内容は予告なく変更される場合がございます。

くわしくは、ちばぎんホームページをご覧ください。お近くのちばぎん、またはテレフォンバンキングセンターまで、お気軽にお問い合わせください。

ちばぎんホームページ <http://www.chibabank.co.jp/> 24時間ご利用可能

ちばぎんテレフォンバンキングセンター  **0120-86-7889** 通話料無料

電話による受付時間
9:00～21:00
（月～金 ただし銀行の休業日を除く）

携帯電話・PHS、海外からご利用の場合  **043-300-3270** 通話料はお客さまのご負担となります。